

議 第 8 号

公立・公的病院への支援の拡充を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

公立・公的病院は、へき地における医療、救急及び小児といった民間の医療機関での対応が困難な医療等を多く担っており、新型コロナウイルス感染症の流行時にも、感染者を積極的に受け入れるなど、地域における医療提供体制の確保に向けて中心的な役割を果たしてきた。

一方で、コロナ禍の特例的な財政支援の終了に加え、物価高騰、人件費の増加等により、病院の経営状況は一層厳しさを増す中、医療DXの推進、サイバーセキュリティ対策等への対応も迫られているが、診療報酬は全国一律の公定価格であることから、コスト増に見合った価格転嫁は難しい。

また、医療・介護人材の慢性的な不足に加え、地方においては、地域間及び診療科間の医師の偏在も大きな課題となっていることから、住民の安心な暮らしの実現に向け、地域医療の担い手確保についても対策の強化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、公立・公的病院への支援の拡充により、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 公立・公的病院が担う事業について、地方交付税措置単価の引上げ、算定ルールの見直し等、地域の実情に応じた支援制度の拡充を図ること。
- 2 臨時的な診療報酬の改定、新たな補助制度の創設等、病院経営の強化に向けた支援策を適時適切に講ずること。
- 3 医療・介護人材の確保に向けた支援を拡充するとともに、医師の偏在対策を推進すること。